

体育館使用心得

体育施設を本来の目的に添い、規則正しく使用するために関係規程等によるものほか、以下の使用心得を厳守してください。

1. 予約について

- (1) 利用する30日前～3日前までの範囲で予約できます。予約可能なのは平日 9:00～16:00 のみです。
- (2) 利用できるのは 1 日 1 回 3 時間まで（準備・後片付けを含めて）です。利用時間はその長短にかかわらず準備および後片付けに要する時間を含むものとします。予約システムで予約できるのは、1 施設に対し 1 日 1 回までです。
- (3) 上記の制限を超えて利用したい場合は、学生支援課生活支援係までご相談ください。別途、「体育施設特別利用許可願」、および「実施要項」の提出が必要です。

2. 利用について

- (1) 入館の際は、下履きは必ず体育・保健センター入口の下駄箱に納める、あるいは持参のシューズケースに収納した上で体育館専用の運動靴に履き換えてください。
- (2) 体育・保健センター入口のスリッパを履いた状態での体育館の利用、および靴下や素足による体育館の利用は固く禁じます。また、屋外練習後に入館する場合は、身体・衣服の汚れを外で落とした後に入館してください。
- (3) 体育・保健センター入口の下駄箱に靴を置いたままにしないでください。下駄箱に置き去りにされた靴は毎週定められたタイミングで全て廃棄します。
- (4) 体育館内を個人・団体で利用する際、利用者は必ず運動することを主たる目的として作製された服装、および体育館専用の運動靴を着用してください。床を傷つける恐れのある靴（革靴、ヒール等）では利用できません。床にブラックマークが付着するため、靴底（ソール）の黒い靴はできるだけ利用しないでください。
- (5) 利用者は、飲酒または酒気を帯びて入館は禁止です。
- (6) 貴重品は利用者各自の責任の下で管理を徹底してください。本体育館の施設利用中に生じた盗難、けが、その他の事故等について、本体育館に故意または重過失がない限り、責任は負いません。利用者同士の本体育館内外でのトラブルについても同様とします。
- (7) 食品の持ち込みは例外なく禁止とします。水分補給のための飲用物の持ち込みは許可しますが、体育館床面を汚さないようにタオルを引く、プレー中のコートに入り込まないように壁沿いに立てて置くなど扱いに気を付けるようにしてください。また、持ち込む飲用物は必ず蓋付きのものにし

てください。

- (8) 体育館内、および通路などに物を置き去りにしないでください。許可無く置き去りにされているものは、毎週定められたタイミングで全て廃棄します。
- (9) 利用者は自己の責任と危険負担において、他の利用者と協調して本体育館を利用してください。また、利用者は、本体育館において技量を超えた行為ならびに危険行為を行わないでください。
- (10) 体育館での活動内容については、屋内スポーツ（基本的にはバスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球やサークル活動で認められているもの）について利用が可能です。スポーツ以外の特殊利用に関しては学生支援課生活支援係に相談してください。
- (11) フットサルに関しては、設備の保全（体育設備の損耗が激しいこと）を考慮し、当面「Aコート」のみでの利用に限定します。（サークルとしての利用申請がある場合を除く）。また、フットサルを実施の際は中央のネットを必ず張り、特に「Aコート」内の排煙ハンドルの取っ手が体育館壁側に向いていることを確認して利用してください。また、設置するゴールのサイズを考慮し、力任せのシュートを行わないようにしてください。
- (12) バスケットゴールについては、バスケットボール以外での利用時はせり出さないようにチェーンを操作して畳んでください。本体育館のゴールはダンクシュートを想定したものではありません。ふざけてゴールネットを切ったりバスケットボール以外のボールをぶつけてゴールネットを切ったりしないでください。また、故意ではないにせよゴールネットを破損させた場合は速やかに学生支援課生活支援係、又は体育・保健センターに報告してください。
- (13) 排煙ハンドルの取っ手を故意ではないにせよ曲げてしまった場合は速やかに学生支援課生活支援係、又は体育・保健センターに報告してください。
- (14) サークル・個人に関係なく、体育館備品は丁寧に扱ってください。
(現状の使用状態はお世辞にも良いとは言えません。今後の、体育館備品の損耗の程度によっては、体育館備品の貸出範囲に制限がかかる可能性もあります。)
- (15) 体育館内の壁、扉や柱などに許可なくはり紙や釘打ち等を行わないでください。また、危険物や動物を持ち込まないようにしてください。
- (16) 体育館内で騒音を発する、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為は禁止します。
- (17) 利用者の故意または不注意により体育館を著しく傷つけた場合には、弁償していただく場合があります。
- (18) 利用時に出たゴミは館内に備えられたゴミ箱に分別して捨ててください。
- (19) 利用後は、利用規模や時間に関係なく必ずモップ・箒を用いて体育館床面の清掃を実施し、利用のために出した備品は体育倉庫に綺麗に片付けて、後の利用者に迷惑のかからないようにしてください

さい。

(20) 体育館・武道館の最後の利用者は、利用した施設の扉等を閉め、火気・電気等の安全を確認し、必ず消灯を行ってください。

(21) その他、細かい点に関しては、学生支援課生活支援係及び体育・保健センター職員の指示に従ってください。

3. 体育・保健センター内の温水シャワー・更衣室について

(1) 利用可能時間は 9:00～21:00（土日祝を除く）になります。

(2) 利用方法に関してはシャワー室内記載の内容に従い、安全かつ快適な利用に努めて下さい。

(3) 更衣室内に備え付けられているロッカーは、利用後、必ず中に何も入っていない、かつ鍵の空いた状態で明け渡してください。占有利用が行われている場合、毎週定められたタイミングで全て廃棄します。

4. 体育館の保全について（特にサークル団体の利用について）

(1) 16:00～21:00 に体育館利用申請を行うサークル団体は、体育館で使用を認められた備品管理スペースの清掃・整頓を十分に行ってください。学生支援課生活支援係及び体育・保健センター職員が不十分であると判断した場合は、使用を禁止する場合があります。

(2) 16:00～21:00 に体育館利用申請を行うサークル団体は、夏季、および冬季のタイミングで体育館の床板を保全する薬剤散布を手伝っていただきます。詳細については体育・保健センターより学生支援課生活支援係を通じて別途サークル担当者に連絡します。

5. 利用の禁止について

(1) 以上のルールを遵守できない個人・団体による体育館の利用を禁止します。

以上